

<障害者虐待防止対策>

平成23年6月30日(木)

社会、援護局障害保健福祉部
障害福祉課/
地域移行・障害児支援室

7 障害者虐待防止の体制整備の推進について

- 平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立。
- 今後、平成24年10月の法律の円滑な施行に向けて、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 本法律においては、障害者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められるとともに、市町村及び都道府県の部局又は施設が障害者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすこととされたところ。
 - ※ 法律において規定された地方公共団体の責務等の具体的内容については、施行通知等を参照。
- 各都道府県におかれては、法律の円滑な施行に向けて、市町村をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、本法律における障害者虐待の通報義務等の周知徹底を図るようお願いする。
 - また、今年度から研修などの事業の実施に確実に取り組むとともに、障害者虐待防止対策支援事業や地域移行のための安心生活支援事業の活用等により管内市町村における関係機関との連携強化や相談体制の強化等が推進されるよう、必要な支援をお願いする。
 - ※ 現在行っている障害者虐待防止対策支援事業の追加協議においても、今年度の事業実施を積極的に受け付けることとしているので、改めて事業実施の検討をお願いする。
- なお、今後、法律の具体的な運用に係るマニュアルの作成、障害者虐待防止の取組を推進するための会議の開催等について、検討することとしている旨を申し添える。

8 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
〔市町村の責務〕 相談等、居室確保、連携確保 〔スキーム〕 	〔設置者等の責務〕 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 〔スキーム〕 	〔事業主の責務〕 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 〔スキーム〕

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待防止対策支援事業

平成23年度予算:403,260千円

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(4)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(2)家庭訪問等個別支援事業

(※①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施)

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

(4)専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成23年度予算:3,450千円)

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

障害保健福祉関係担当者会議資料
「障害者虐待防止法の施行に向けた対応について」

平成23年9月27日(火)

社会・援護局障害保健福祉部

障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応について

1 国における対応

- (1) 国研修の実施(本年12月及び来年6月頃を予定)
 - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- (2) マニュアルの作成(本年12月の国研修において案を提示予定)
 - 都道府県・市町村の対応マニュアルを作成
- (3) 平成24年度障害者虐待状況等の調査
 - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進(来年4月・10月)
 - 自治体に障害者虐待の状況等の調査(通報件数、虐待件数等)を実施(平成24年2月課長会議で調査事項を提示)

2 都道府県における対応

- (1) 体制整備に向けた検討等(本年度中)
 - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
 - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- (2) 都道府県研修の実施(来年1月頃～)
 - 市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施
(全市町村の担当職員が研修を受講することを目標とする)
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備(来年9月まで)
 - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
 - 市町村の準備状況に対する助言
 - サービス事業者への指導
 - 業務マニュアル・指針等の策定

3 市町村における対応

- (1) 体制整備に向けた検討(本年度中)
 - 市町村センターの設置方法・体制等の検討
 - 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催
- (2) 都道府県研修の受講(来年1月頃～)
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備(来年9月まで)
 - 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
 - 地域の関係機関との連携会議の開催
 - 業務マニュアル・指針等の策定

障害者虐待防止法施行に向けたスケジュール

年月	国	都道府県	市町村
平成23年9月		・体制整備に向けた検討等	・体制整備に向けた検討
10月	・23' 予算事業第3次協議受付 ※(10月14日ㄨ)	・センターの設置方法・体制 ・労働局等との検討会議 ・市町村に施行準備を働きかけ	・センターの設置方法・体制 ・地域の関係機関との検討会議
11月	・23' 予算事業第3次内示		
12月	・国研修開催 ※マニュアル(案)提示		
平成24年1月		・都道府県研修開催 ※全市町村・事業者対象	・都道府県研修受講
2月	・マニュアル提示 ・調査内容(案)提示 (課長会議)		
3月	・24' 予算事業協議受付		
4月	・24' 予算事業内示 ・体制整備状況調査	・体制整備に向けた準備	・体制整備に向けた準備
5月		・センターを市町村等に明示 ・労働局等との連携会議 ・市町村への助言・指導 ・業務マニュアル等策定	・センターを地域住民、関係機関に明示 ・地域の関係機関との連携会議 ・業務マニュアル等策定
6月	・国研修(H24)開催		
7月			
8月			
9月			
10月 (施行)	・体制整備状況調査		